

第49期

定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月23日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

愛知県名古屋市東区葵3-16-16
ホテルメルパルク名古屋
3階 「カトレアの間」

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。

新型コロナウイルスに関する対応につきましては3ページをご確認ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/5344/>



証券コード：5344

株式会社MARUWA

株主各位

証券コード 5344

2022年6月2日

愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地

株式会社 MARUWA

代表取締役社長 神戸 俊郎

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご標示いただきご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net/>）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

◎当日ご出席の際は、「新型コロナウイルス感染症に関する対応」（3ページ）をご確認ください。また、その際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権を有する他の株主1名の代理人として株主総会にご出席いただけますが、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

◎当日の議事進行に関しては、日本語で行います。

記

- 1 日 時 2022年6月23日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分予定)
- 2 場 所 愛知県名古屋市東区葵3-16-16 ホテルメルパルク名古屋 3階 「カトレアの間」
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3 目的事項 **報告事項** 1. 第49期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

【インターネットによる議決権の行使についてのご案内】

「インターネットによる議決権行使の手順」4ページから5ページをご参照ください。

以 上

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集通知インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.maruwa-g.com/ir/stock/soukai.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイト(<https://www.maruwa-g.com/ir/stock/soukai.html>)に掲載いたしますのでご了承ください。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maruwa-g.com/company/news/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用等の感染拡大防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備し、検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みませ）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主様へのご案内

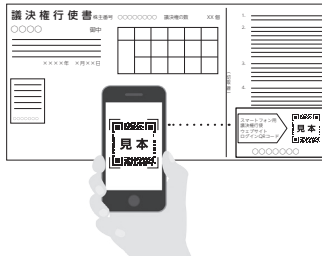
株主総会終了後、当社新社長よりご挨拶をさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

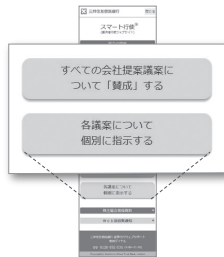
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

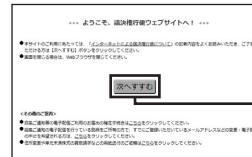
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

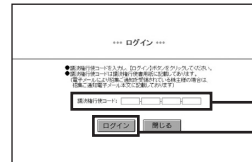
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第49期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は444,150,288円となります。

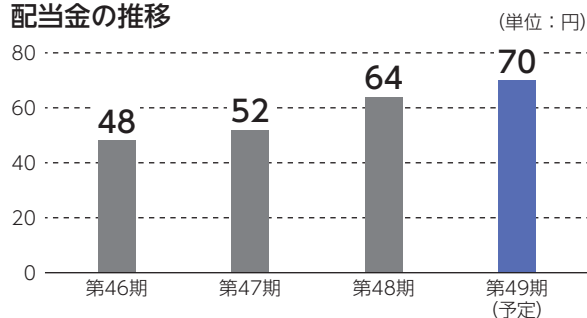
また、中間配当金として1株につき34円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき70円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日といたしたいと存じます。

<ご参考>

配当金の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第46期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1 神戸 誠 (かんべ せい)

再任



生年月日
1949年12月5日
所有する当社株式の数
300,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1973年4月	当社設立に伴い専務取締役就任	1999年11月	(株)神戸アート代表取締役社長(現任)
1992年6月	当社代表取締役社長	2022年4月	当社代表取締役会長(現任)

取締役候補者とした理由

取締役候補者神戸誠氏は、1992年から代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識を有しております。2022年4月から当社代表取締役会長に就任し、今後も当社の成長に貢献することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2 林 春行 (はやし はるゆき)

再任



生年月日
1961年10月28日
所有する当社株式の数
3,050株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年4月	当社入社	2015年1月	(株)MARUWA CERAMIC社長
1992年4月	当社開発部主任研究員	2015年4月	当社取締役材料開発担当
2001年6月	当社取締役開発室長	2022年4月	当社取締役副会長(現任)

取締役候補者とした理由

取締役候補者林春行氏は、当社入社以来開発部門に携わり、材料開発における豊富な経験及び知識を有しております。今後も素材開発、セラミック全般に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **3**

神戸 俊郎 (かんべ としろう)

再任



生年月日
1977年1月26日
所有する当社株式の数
16,620株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

2001年3月	当社入社	2020年4月	当社専務取締役 コンポーネンツ事業担当
2012年4月	モジュール部門部長	2022年4月	当社代表取締役社長 (現任)
2016年6月	当社取締役 事業戦略担当		

取締役候補者とした理由

取締役候補者神戸俊郎氏は、事業戦略を推進する能力に優れ、グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。2022年4月から当社代表取締役社長に就任し、今後も当社の成長に貢献することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4**

マニマラン・アントニ

再任



生年月日
1966年1月19日
所有する当社株式の数
1,000株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1995年3月	当社入社	2001年6月	当社取締役海外事業本部長
1998年1月	Maruwa(Malaysia)Sdn.Bhd. 代表	2015年4月	当社取締役生産改善担当
		2022年4月	当社専務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

取締役候補者マニマラン・アントニ氏は、国内外の生産部門での業務等を通じコスト意識が強く改善能力に優れており、今後も当社の事業の成長に貢献できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5**

森下 由紀子 (もりした ゆきこ)

新任



生年月日

1972年3月23日

所有する当社株式の数

200株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

2011年1月 当社入社

2021年10月 当社企画室長 (現任)

2019年4月 当社総務・ブランディング室
室長 (現任)

取締役候補者とした理由

取締役候補者森下由紀子氏は、当社入社以来総務部門の業務に携わり、現在は企画室長も兼任しております。今後も当社のブランド力向上に貢献することが期待できることから、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

社外役員の独立性基準

株式会社MARUWA

当社の社外役員は以下の項目に該当しないものを選任する。

1. 当社の主要株主¹またはその業務執行者²
2. 当社が主要株主である会社の業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先³またはその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者⁴またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金額その他財産⁵を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社グループから一定額を超える寄付または助成⁶を受けている者（当該助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他業務執行者）
7. 当社の会計監査人の代表社員、社員または従業員
8. 当社の主要な借入先⁷の業務執行者
9. 上記1～8に過去3年間に於いて担当していたもの
10. 当社グループから取締役を受け入れている者又はその業務執行者
11. 当社グループの重要な業務執行者⁸の配偶者または二親等以内の親族
12. 社外役員を10年を超えたもの

¹ 主要株主・・・議決権の10%以上

² 業務執行者・・・取締役、執行役、社員、使用人

³ 主要な取引先・・・当社年間連結売上高の2%超の支払いを行っている会社

⁴ 主要な取引先とする者・・・年間売上高の2%超の支払いを当社から受けている会社

⁵ 一定額・・・年間1千万円超

⁶ 一定額・・・年間1千万円超

⁷ 主要な借入先・・・当社の連結総資産の2%を超える金銭の借入先

⁸ 重要な業務執行者・・・取締役（社外取締役を除く）及び部長級以上の上級管理職

監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬について取締役会での協議内容の確認を行いました。取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、決定の手続きは適正であり、報酬等の内容は相当であると判断します。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度は、新型コロナウイルス禍からの経済活動の回復傾向に伴い、個人消費や設備投資が持ち直す一方、人手不足やサプライチェーンの混乱、ウクライナ情勢を始めとする地政学リスクなどにより供給制約が生じ、原材料や燃料費の高騰など、世界的なインフレが生じました。

他方で、各国で脱炭素に向けた投資や取組みが加速し、脱炭素に適合した市場が成長しました。

当社グループが参画している市場においては、車載市場で脱炭素に適合したEVへ投資がシフトし、市場の変革が加速しました。情報通信市場では、5Gのインフラ需要の増加により、5G関連市場が大きく拡大しました。半導体市場では、世界的な半導体不足を背景としてグローバルで半導体製造装置への大幅な投資が行われました。

このような状況の中、MARUWAグループにおきましては創業から培ってきた材料技術により優れた特性の材料を開発・製造し、それらの材料技術に要素技術を融合することによる技術革新を推進するとともに、時代に先行した技術開発・設備投資を進めております。さらに、歩留まりの向上、リードタイムの短縮、働き方改革に継続的に取り組むと同時に、ESG、SDGsに全力で取り組んでおります。

これらの結果、売上高は54,344百万円(前期比31.1%増)、営業利益は18,215百万円(前期比77.7%増)、経常利益は19,182百万円(前期比85.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は13,350百万円(前期比92.5%増)となりました。

セグメント別の概況（連結）

セラミック部品事業

当事業においては、車載事業におけるEV向け製品や、情報通信事業での5Gに関連した差別化製品が好調に推移しました。また、歩留まりの向上や工程改善といった収益性の向上にも継続的に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高45,690百万円（前期比39.4%増）、セグメント利益17,872百万円（前期比81.3%増）となりました。

照明機器事業

当事業においては、材料不足による納期遅延の回復が依然として不透明の中、光技術を駆使し品質重視に特化して、「脱炭素社会」への実現に向け国レベルの省エネルギー政策に合わせたLED照明の導入促進に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高8,653百万円（前期比0.0%減）、セグメント利益1,180百万円（前期比0.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、セラミック部品事業における増産対応のため、新規の機械設備を導入するなど総額は3,169百万円となりました。この投資は自己資金により充当いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡・吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

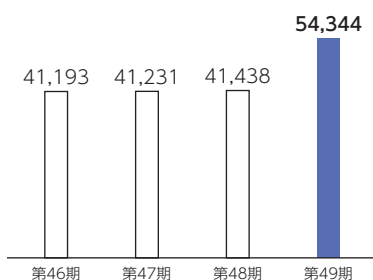
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第46期 2019年3月期	第47期 2020年3月期	第48期 2021年3月期	第49期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高(百万円)	41,193	41,231	41,438	54,344
経常利益(百万円)	9,924	9,520	10,330	19,182
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,770	5,893	6,935	13,350
1株当たり当期純利益	547円87銭	477円88銭	562円30銭	1,082円11銭
総資産(百万円)	64,627	70,681	78,059	95,899
純資産(百万円)	54,954	59,453	66,344	79,681
1株当たり純資産額	4,452円25銭	4,821円14銭	5,378円23銭	6,458円45銭

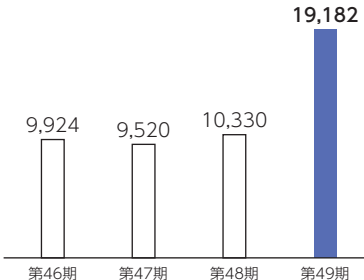
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

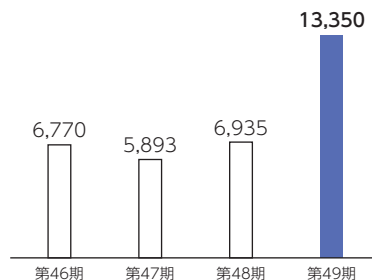
▶ 売上高 (単位: 百万円)



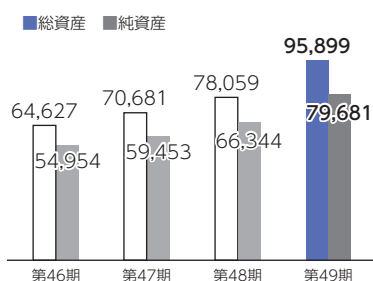
▶ 経常利益 (単位: 百万円)



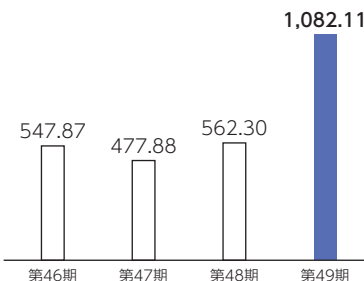
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



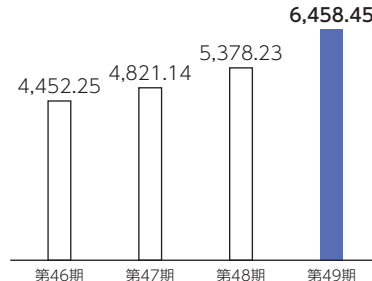
▶ 総資産/純資産 (単位: 百万円)



▶ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



▶ 1株当たり純資産額 (単位: 円)



※ 売上高、利益等において過去最高を更新いたしました。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Maruwa (Malaysia) Sdn.Bhd.	55 百万マレーシアリングgit	100%	セラミック部品 製造・販売
MARUWA Electronics (Taiwan) Co., Ltd.	40 百万新台幣ドル	100	セラミック部品 販売
(株) MARUWA CERAMIC	7 百万円	100	セラミック部品 製造
(株) MARUWA QUARTZ	100 百万円	100	セラミック部品 製造
Maruwa Europe Ltd.	4 百万英ポンド	100	セラミック部品 販売
Maruwa America Corp.	1.6 百万米ドル	100	セラミック部品 販売
Maruwa Korea Co., Ltd.	700 百万韓国ウォン	100	セラミック部品 販売
Maruwa (Shanghai) Trading Co., Ltd.	1.7 百万中国元	100	セラミック部品 販売
MARUWA Electronic (India)Pvt.Ltd.	27 百万インドルピー	100	セラミック部品 販売
(株) MARUWA SHOMEI	100 百万円	100	照明機器 製造・販売
MARUWA MELAKA SDN.BHD.	100 千マレーシアリングgit	100	セラミック部品 製造
(株) YAMA G I W A	100 百万円	100	照明機器 製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの基本理念に基づき、経営指標並びに経営戦略を軸に、役員、従業員が共通の認識を持ち、多様化する市場ニーズや社会変動に柔軟に対応できる事業体制を整え、事業の拡大やグローバル化に伴うリスク回避への組織強化を図るべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 差別化製品の開発

当社グループ各事業が長年にわたり培ってきた高い材料技術や製造技術を融合した、他社の追随を許さない製品や、高付加価値で競争力のある次世代の照明機器製品を開発してまいります。

② 選択と集中による事業拡大

当社グループが成長分野として位置づけている、省エネ・環境関連・半導体関連事業、医療・光通信関連分野や、「光の質」に特化したLED照明分野に関連する当社グループの各事業並びに製品・商品に、限りある経営資源を選択・集中させてまいります。

③ グローバルな組織強化

当社グループ各事業においては、責任と権限、目標を明確にし、プロフェッショナルな組織に向けた取り組みを進めてまいります。

また、当社グループ各事業の垣根を越えて、各々が有するあらゆる技術の融合を図るとともに、ワークライフバランスの向上、ダイバーシティの推進、人材育成・投入を行うなど、より強固なグローバルな体制を築いてまいります。

さらに、顧客との連携強化を行い、新製品や新技術の創出など、Win-Winの関係に向けた、ブリッジングイノベーションを推し進めてまいります。

④ 危機管理体制の強化

当社グループでは、海外とのビジネス展開が拡大する中で、品質、知的財産、コンプライアンス、海外拠点運営、自然災害や感染症など様々なリスクに対し、グローバルな危機管理体制の強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

下記製品の製造及び販売

部 門 名	内 容
セラミック部品事業	高熱伝導基板、高強度基板、特殊セラミック基板、半導体装置用治具、半導体装置用部材、車載用マグネット製品、医療用製品、水栓用製品、情報通信用製品、アンテナ用製品、ノイズ対策部品など
照明機器事業	LED高輝度照明、LED光源モジュール、施設照明、住環境照明、デザイン照明、調光制御システム、照明空間デザイン・設計、輸入家具など

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

①当 社

名 称		所 在 地
本 社	本社	愛 知 県
研 究 所	R&D Center	愛 知 県
営 業 所	東北営業所 北信越営業所 東京支店 関西支店 九州北営業所	福 島 県 新 潟 県 東 京 都 大 阪 府 福 岡 県
工 場	土岐工場 (研究所併設) 瀬戸工場 直江津工場 春日山工場	岐 阜 県 愛 知 県 新 潟 県 新 潟 県

②子会社等

名 称		本店所在地
国 内	(株)MARUWA QUARTZ (株)MARUWA SHOMEI (株)YAMAGIWA (株)MARUWA CERAMIC	福 島 県 東 京 都 東 京 都 愛 知 県
海 外	Maruwa (Malaysia) Sdn.Bhd. MARUWA MELAKA SDN.BHD. MARUWA Electronics (Taiwan) Co.,Ltd. Maruwa Europe Ltd. Maruwa America Corp. Maruwa Electronics GmbH Maruwa Korea Co.,Ltd. Maruwa (Shanghai) Trading Co.,Ltd. MARUWA Electronic (India) Pvt.Ltd.	マ レ シ ア マ レ シ ア 台 湾 イ ギ リ ス ア メ リ カ ド イ ツ 韓 国 中 国 イ ン ド

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比
セラミック部品事業	1,161名 (780名)	90名減 (107名増)
照明機器事業	136名 (69名)	7名増 (1名増)
合計	1,297名 (849名)	83名減 (108名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比
343名 (621名)	15名減 (54名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 商工組合中央金庫	399百万円
(株) みずほ銀行	400百万円
三井住友信託銀行(株)	400百万円
(株) 三菱UFJ銀行	400百万円
(株) 名古屋銀行	100百万円

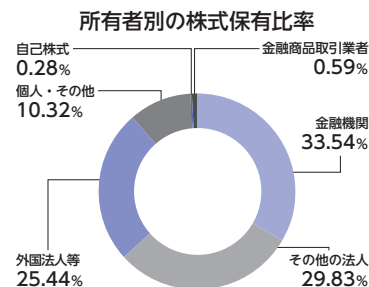
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 26,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,372,000株 (自己株式34,492株含む)
- ③ 株主数 2,053名



④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株) 神戸アート	3,616千株	29.30%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,025	16.41
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	1,515	12.28
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	404	3.28
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	306	2.48
神戸誠	300	2.43
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)REFIDELITY FUNDS	273	2.21
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	165	1.34
神戸節也	153	1.24
K I A F U N D F 1 4 9	131	1.06

(注) 持株比率は自己株式 (34,492株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神 戸 誠	
取 締 役	林 春 行	基礎研究・材料開発担当
取 締 役	神 戸 俊 郎	事業戦略・商品開発担当
取 締 役	マニマラン・アントニ	生産改善担当
取 締 役 (監 査 等 委 員)	光 岡 正 彦	公認会計士・税理士 東桜税理士法人 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	加 藤 晶 英	社会保険労務士 社会保険労務士法人 加藤事務所 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	原 武 之	弁護士 オリンピック法律事務所 代表社員

- (注) 1. 取締役(監査等委員)光岡正彦氏、加藤晶英氏及び原武之氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役光岡正彦氏、取締役加藤晶英氏及び原武之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役光岡正彦氏は、公認会計士・税理士の資格を、取締役加藤晶英氏は特定社会保険労務士の資格を有しており、社会保険や労務管理に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役原武之氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2021年6月25日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)松本茂裕氏は任期満了により退任いたしました。

② 執行役員 の 状況

会社における地位	氏 名	担 当
執 行 役 員	橋 本 耕 一	QUARTZカンパニーCEO
執 行 役 員	加 藤 曜	SHOMEIカンパニーCEO
執 行 役 員	松 川 晋 也	YAMAGIWAカンパニーCEO
本 部 長	後 藤 孝 市	管理本部 本部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合の損害を当該保険契約によって填補することとしております。

⑤ 取締役の報酬等

(イ) 報酬等の額またはその算定にかかる決定に関する方針の内容および決定方針等

a. 報酬の構成と方針について

(1) 基本報酬

当社の取締役報酬については、取締役の役割と責務に相応しい水準となるよう設定し、企業業績と企業価値の持続的向上への動機づけとなるような報酬体系としています。

(2) 業績連動報酬

企業活動の成果を反映する営業利益率や、経営環境等を総合的に勘案したものとします。

(3) 株式報酬

中期的なインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬を設定しています。

(4) 報酬構成比率、割合の決定方針

報酬の構成比率は、基本報酬に比重を置いた割合とするが、業績結果によっては、業績連動部分も、基本報酬と同程度まで支給する比率となるよう設定しています。

なお、監査等委員にかかる報酬は、基本報酬のみとします。

b. 報酬の決定方法

基本報酬については、報酬額を監査等委員に意見を求めた後、取締役会の決議により決定し個々の報酬配分については、代表取締役社長 神戸俊郎に一任し決定します。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

業績連動報酬については、予め取締役会で決議された営業利益率毎の掛率により、配分を決定します。

c. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

取締役の報酬額は、2019年6月25日開催の第46期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち社外取締役分は、年額50百万円以内）、監査等委員の報酬額は、年額50百万円以内と決議しております。

(ロ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	171 (-)	106 (-)	65 (-)	- (-)	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	3 (3)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 （うち社外取締役）	174 (3)	109 (3)	65 (-)	- (-)	8 (4)

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
3. 取締役の報酬額は、2019年6月25日開催の第46期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2017年6月22日開催の第44期定時株主総会において、株式報酬の額として年額180百万円以内株式数の上限を年30,000株以内(社外取締役は対象外)と決議しております。ただし、各対象取締役への支給回数は各人の在任期間を通じて1回のみとしております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)員数は4名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2019年6月25日開催の第46期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の人数は3名です。

⑥ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の重要な各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

(ロ) 当事業年度中における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	光 岡 正 彦	当事業年度に開催の取締役会12回すべて、監査等委員会12回すべてに出席し、長年にわたる会計と税務の専門家としての見解と豊富な経験から適切な発言を適宜行っております。
	加 藤 晶 英	当事業年度に開催の取締役会12回すべて、監査等委員会12回すべてに出席し、長年にわたる社会保険労務士としての見解と豊富な経験から適切な発言を適宜行っております。
	原 武 之	2021年6月25日就任後、当事業年度に開催の取締役会10回すべて、監査等委員会10回すべてに出席し、長年にわたる弁護士としての見解と豊富な経験から適切な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会で選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Maruwa (Malaysia)Sdn.Bhd.、MARUWA Electronics (Taiwan)Co.,Ltd.、Maruwa Europe Ltd.、Maruwa America Corp.、Maruwa Korea Co., Ltd.、Maruwa (Shanghai) Trading Co., Ltd.、MARUWA Electronic (India)Pvt.Ltd.及びMARUWA MELAKA SDN.BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「企業倫理規範」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務運営、品質、環境、災害、コンプライアンス等に係るリスクについては、リスク管理委員会が統括管理する。同委員会の指導の下、各部署において規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、リスクの管理低減に努める。リスク管理の状況については取締役会への報告事項とし、リスク管理担当取締役がリスク管理委員長となり、全社リスク管理の統括責任を負う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び業務分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、事業部門からの月次報告を受け、取締役会は内容の分析・対応策の指示など目標達成の確度を高めるための施策を促し、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

⑤ 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各事業部に、それぞれの責任を負う執行役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社への決裁・報告制度により、子会社経営の管理を行う。

- ⑥ 監査等委員がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制
監査等委員会は内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び従業員は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、月次の経営状況として重要な事項及び経営会議で決議された事項等を速やかに報告する。なお、当社は、監査等委員会に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は「監査等委員会監査等基準」に則って監査を行うことにより監査の実効性を確保する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について費用の前払請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

役員及び従業員は「経営理念」、「企業倫理規範」のもと業務に取り組んでおり、その内容は常に社内でも閲覧できる状況にあります。

リスク管理規程等の定めに従い業務を遂行しており、必要なマニュアル等を整備し事態に備えた体制を構築しております。有事の危機管理においては、第一報を受けた後に円滑に危機管理体制を構築する仕組みを構築し、適切に対応しております。

取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役は相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には監査等委員も参加し、必要な意見表明を行っております。また、月次、四半期及び年度の予算並びに個々の施策計画及び達成状況は、月次に行われる経営会議及び取締役会にて報告され、多面的な検討を実施しております。

当社グループ及び各事業において、当社の承認を要する事項を定め、それに基づき付議された案件について取締役会で決議しており、月次の取締役会において、担当責任者より必要に応じて財務状況、業務執行状況等の報告を受けております。

監査等委員会からの要請に応じて内部監査室、管理部門等が監査等委員の業務を適宜補助しております。

監査等委員は、取締役会及び経営会議等にも出席し、随時必要な意見表明を行っております。取締役及び従業員等から当社グループ会社に関する必要な情報を得ることや、内部監査室との連携により結果報告等に対して必要に応じて立ち合いを行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分は、株主の皆様への安定的な配当継続や向上を重視するとともに、新たな成長分野への機動的な設備投資や研究開発による競争力の維持・強化及び経営環境の変化にフレキシブルに対応できる財務体質の強化を図ることを基本方針としております。

当社の企業価値向上の観点から、事業拡大に向けた設備や人的投資、さらなる競争力向上や新製品の研究開発及び量産化の戦略投資に向けた内部留保を確保する一方で、株主の皆様への利益還元を図って参ります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	70,149	【流動負債】	14,953
現金及び預金	44,621	支払手形及び買掛金	3,444
受取手形	473	電子記録債務	2,419
売掛金	12,876	短期借入金	100
電子記録債権	1,810	1年内返済予定の長期借入金	866
商品及び製品	1,632	未払法人税等	4,731
仕掛品	2,648	賞与引当金	866
原材料及び貯蔵品	3,706	役員賞与引当金	71
その他	2,389	その他の他	2,455
貸倒引当金	△9	【固定負債】	1,264
【固定資産】	25,750	長期借入金	733
(有形固定資産)	(23,524)	繰延税金負債	153
建物及び構築物	10,101	その他の他	377
機械装置及び運搬具	5,478	負債合計	16,218
土地	4,699	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	2,653	【株主資本】	79,732
その他	590	資本金	8,646
(無形固定資産)	(298)	資本剰余金	12,017
その他	298	利益剰余金	59,274
(投資その他の資産)	(1,927)	自己株式	△207
投資有価証券	230	【その他の包括利益累計額】	△51
繰延税金資産	637	その他有価証券評価差額金	104
投資不動産	948	為替換算調整勘定	△155
その他	111	純資産合計	79,681
貸倒引当金	△0	負債・純資産合計	95,899
資産合計	95,899		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		54,344
売上原価		27,018
売上総利益		27,326
販売費及び一般管理費		9,110
営業利益		18,215
営業外収益		
受取利息	58	
受取賃料	95	
為替差益	810	
その他の	66	1,029
営業外費用		
支払利息	7	
投資不動産賃貸費用	44	
その他の	11	63
経常利益		19,182
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	9	
補助金収入	481	
受取補償金	186	680
特別損失		
固定資産除売却損	16	
固定資産圧縮損	463	
感染症関連損失	41	
その他の	8	531
税金等調整前当期純利益		19,331
法人税、住民税及び事業税	6,208	
法人税等調整額	△227	5,980
当期純利益		13,350
親会社株主に帰属する当期純利益		13,350

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,646	12,005	46,796	△217	67,231
会計方針の変更による 累積的影響額			△8		△8
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	8,646	12,005	46,787	△217	67,222
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△863		△863
親会社株主に帰属する当期純利益			13,350		13,350
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		12		12	24
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	12	12,486	10	12,509
当連結会計年度末残高	8,646	12,017	59,274	△207	79,732

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	119	△1,006	△886	66,344
会計方針の変更による 累積的影響額				△8
遡及処理後 当連結会計年度期首残高	119	△1,006	△886	66,335
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△863
親会社株主に帰属する当期純利益				13,350
自己株式の取得				△2
自己株式の処分				24
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△15	851	835	835
連結会計年度中の変動額合計	△15	851	835	13,345
当連結会計年度末残高	104	△155	△51	79,681

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	43,398	【 流 動 負 債 】	12,104
現金及び預金	25,580	支払手形	433
受取手形	196	買掛金	3,464
電子記録債権	1,281	電子記録債務	2,078
売掛金	10,099	短期借入金	100
商品及び製品	455	1年内返済予定の長期借入金	600
仕掛品	1,469	未払金	1,200
原材料及び貯蔵品	1,750	未払費用	806
未収入金	402	未払法人税等	2,668
その他の	2,164	賞与引当金	586
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	52
		その他の	113
【 固 定 資 産 】	22,546	【 固 定 負 債 】	1,520
(有形固定資産)	(16,535)	長期借入金	600
建築物	6,205	関係会社長期借入金	700
構築物	744	長期未払金	181
機械装置	3,028	預り保証金	39
車両運搬具	25	負 債 合 計	13,625
工具器具備品	328	純 資 産 の 部	
土地	3,978	【 株 主 資 本 】	52,214
建設仮勘定	2,224	資本金	8,646
(無形固定資産)	(81)	資本剰余金	12,017
その他	81	資本準備金	11,683
(投資その他の資産)	(5,929)	その他資本剰余金	334
投資有価証券	216	利益剰余金	31,757
関係会社株式・出資金	4,154	利益準備金	1,670
繰延税金資産	551	その他利益剰余金	30,086
投資不動産	948	別途積立金	2,800
その他	59	繰越利益剰余金	27,286
貸倒引当金	△0	自己株式	△207
資 産 合 計	65,944	【 評 価 ・ 換 算 差 額 等 】	104
		その他有価証券評価差額金	104
		純 資 産 合 計	52,319
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	65,944

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		40,534
売上原価		25,432
売上総利益		15,101
販売費及び一般管理費		5,692
営業利益		9,409
営業外収益		
受取利息	0	
関係会社受取配当金	464	
為替差益	813	
受取賃貸料	200	
その他	50	1,529
営業外費用		
支払利息	3	
投資不動産賃貸費用	69	
その他	5	78
経常利益		10,860
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	9	
補助金収入	392	
受取補償金	46	448
特別損失		
固定資産除売却損	0	
固定資産圧縮損	388	
投資有価証券売却損	8	397
税引前当期純利益		10,910
法人税、住民税及び事業税	3,242	
法人税等調整額	△83	3,159
当期純利益		7,751

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,646	11,683	322	12,005	1,670	2,800	20,398	24,869	△217	45,304
当期変動額										
剰余金の配当							△863	△863		△863
当期純利益							7,751	7,751		7,751
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分			12	12					12	24
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	12	12	-	-	6,887	6,887	10	6,910
当期末残高	8,646	11,683	334	12,017	1,670	2,800	27,286	31,757	△207	52,214

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	119	119	45,424
当期変動額			
剰余金の配当			△863
当期純利益			7,751
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			24
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△15	△15	△15
当期変動額合計	△15	△15	6,895
当期末残高	104	104	52,319

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社MARUWA
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大北尚史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷浩二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MARUWAの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MARUWA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社MARUWA
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大北尚史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷浩二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MARUWAの2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社M A R U W A 監査等委員会

監査等委員 光岡 正彦 ㊟

監査等委員 加藤 晶英 ㊟

監査等委員 原 武之 ㊟

(注) 監査等委員光岡正彦、加藤晶英及び原武之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

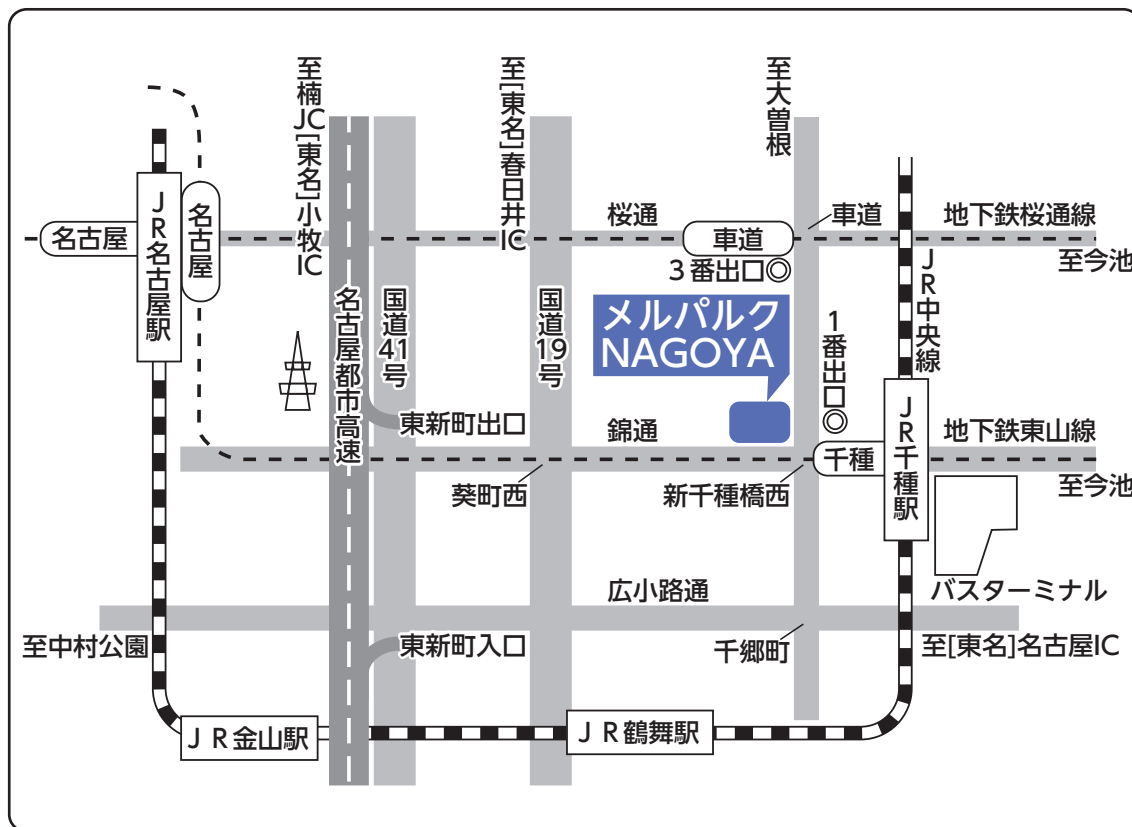
定時株主総会会場ご案内図

会場

ホテルメルパルク名古屋 3階「カトレアの間」
愛知県名古屋市東区葵3-16-16 電話 (052) 937-3535 (代表)

交通

JR名古屋駅から中央線で9分「千種駅」下車、地下鉄1番出口前
地下鉄東山線「千種駅」下車、1番出口前
地下鉄桜通線「車道駅」下車、3番出口南へ2分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。